



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、「ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、こ



父子家庭の方も対象になりました

高等職業訓練促進給付金が、父子家庭の父も支給対象となりました。

■内容

母子家庭の母および父子家庭の父が、自立のため看護師や介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士の資格を

本人の社会保険料控除に加えることができますので、「ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

■問い合わせ

南国年金事務所
市役所市民保険課
☎088-864-1111

「存知ですか? 障害基礎年金」

国民年金の加入中等に初診日がある病气やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります。

※初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々



青年就農給付金 申請受付のお知らせ

青年就農者の確保および育成を図るため、就農直後の就農者に対し青年就農給付金を給付します。

■対象者(次の要件を全て満たしている方)
▼45歳未満で、21年4月以降に独立・自営就農している
「独立・自営就農とは」:
・自己所有地または3親等以外からの借入地で主に経営をしている

■申請受付期間
12月6日(金)17時
市役所農林課



あなたの会社、労働保険に入っていますか?

1人でも労働者(パート、アルバイトを含む)を雇った場合、事業主は労働保険に加入する必要があります。加入していない事業主の方は、ハローワークまでご相談ください。

■問い合わせ ハローワーク香美
☎53-4171



柔道整復(接骨院・整骨院)の正しいかかり方

接骨院・整骨院にかかる時、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。柔道整復のかかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。

▼国民健康保険が使える場合

- 一部自己負担
- ねんざ・打撲
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

▼国民健康保険が使えない場合

- 日常生活での疲労・肩こり
- 病気による痛み(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)
- 脳疾患後遺症などの慢性病

※施術を受ける際、療養費支給申請書には必ず自署または捺印してください。また、領収書は必ず保管し、後日送付される医療費通知で金額と日数の確認をしてください。

■問い合わせ
市役所市民保険課

多子世帯保育料等軽減制度

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満(25年4月1日現在)の児童の保育料を減額および、託児所(届出認可外保育施設に限る)月謝等に対して補助します。

■対象

満18歳未満(25年4月1日現在)の児童を3人以上扶養している保護者等

■条件

- 保護者が就労していること
- 申請日現在、保育料・幼稚園授業料・預かり保育料を滞納していないこと

■減額する額または補助率

対象児童にかかる保育料等のうち、香南市立保育所保育料については全額減額、幼稚園授業料については月額25,000円を上限とし、託児所月謝については月額50,000円を上限として補助します。

■手続きに必要な物

対象児童の保育料・幼稚園授業料・託児所月謝額が分かる書類、就労証明、印鑑

■申請場所

市教育委員会(こども課、本庁市民保険課および各支所)
■申請期限 26年3月31日

平成25年10月から 児童扶養手当額が変更になります

現在の児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられていますが、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法により手当額を据え置いたことにより、本来の算定額よりも1.7%高い特例水準で支払われています。

今回、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、特例水準が段階的に解消されることになり、平成25年10月からの児童扶養手当が下記のとおり変更されることになりました。

特例水準の解消時期	24年4月~	25年10月~	26年4月~	27年4月~
特例水準(1.7%)の解消率	-	-0.7%	-0.7%	-0.3%
手当額(月額)	41,430~9,780円	41,140~9,710円	40,850~9,640円	40,730~9,610円
変更後の最初の定期支払月	24年8月	25年12月	26年8月	27年8月

- ▼特例水準の解消による児童扶養手当の額
- 児童2人目は5,000円加算、3人目から児童1人増すごとに3,000円加算
- 平成26年4月以降は、消費者物価指数の変動率が0.0%の場合の金額

問い合わせ/市福祉事務所 ☎57-8509

最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月26日から施行することとしました。
★10月26日から高知県最低賃金は《1時間》**664円**です。
■問い合わせ/高知労働局賃金室 ☎088-885-6024

平成25年度
国民健康保険 第5期
の納期限は
12月2日(月)です。
期限内の納付をお願いします。